

茅ヶ崎の神仏分離

(*) 平野文明

明治元年三月二十八日、太政官から神仏分離令（神仏判然令）の達が行われた。その内容は次のとおりである。

一、中古以来、某権現、或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ、其神社之由来、委細ニ書付、早々可申出事。但勅祭之神社 御震翰 勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事

一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、附、本地抔ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除き可申事 右之通被仰出候事（『明治維新神仏分離史料』一卷八二頁）

この達の要点は、

一 「某権現」「牛頭天王」のように仏教に関することばをその名称に用いている神社は、由来を書面にして届けること。

二 仏像を神体としてはならない。また神社にある仏像、鰐口、梵鐘、仏具などは取り除くこと。

の二点である。

その結果、一から、該当する神社はその名称を変える事態となり、二から、数多くの仏像・仏具の類が撤去されるという事態となった。

次いで、同年四月二十四日、八幡大菩薩の称号について太政官達が行われた。

「此度大政御一新ニ付、石清水、宇佐、宮崎等、八幡大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉称候様被仰出候事」（『明治維新神仏分離史料』

一卷八三頁）

「八幡大菩薩」の「大菩薩」は仏教用語であるから使用は禁止、「八幡大神」と改称せよとの達である。

次いで、同年閏四月四日の太政官達は次のとおりである。

「今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ、還俗之上、神主社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無據差支有之、且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申事

附 但還俗之者ハ風折烏帽子淨衣白差貫着用勤仕可致候事

是迄神職相勤居候者ト、席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御取調ニテ、御沙汰可有之候事」（『明治維新神仏分離史料』一卷八四頁・『国家神道』八七頁・『国史大辞典』七卷九二〇頁）

神仏習合の時代には神社と寺が併存し、多くの場合に寺が神社を管理運営し、その寺を「別当」「別当寺」といった。「社僧」とは別当寺などについて、神社の神事や神社経営に携わっている僧のことである。

この太政官達は、それら別当寺の社僧は、そのまま神社の経営に当たるのであれば僧侶であることを止めて（還俗＝復飾して）、「神主」

「社人」などと名乗り、神道を以て当たれ。もし還俗できないのであれば神社から立ち去れというものである。袈裟衣を着して神勤めして

はならないとの付け書きがあるのは、当時は社僧が神事を執り行うことが普通に行われていたからである。

さらに政府は四年一月、社寺領の土地命令を出した。版籍奉還の一環であるが、「新たに国教となった神社にひきかえ、物質的基盤を一挙に奪われた仏教寺院は、深刻な打撃をうけた」（『国家神道』九四頁）といわれている。

また、明治五年九月には修験道が廃された。修験道であった寺院は、所属寺院によって天台宗か真言宗に属することとなった（『神々の明治維新』一五二頁）。

明治政府がとったこれらの施策の影響は全国各地にきわめて大きく現れ、神奈川県内でも、神仏混淆の宗教形態だった大山、箱根、江ノ島、鎌倉などにことに著しかった。神仏混淆は日本において長く行われてきたので、それを分離しようという施策の影響は茅ヶ崎市内にも見ることができる。

そこで、神仏が混交していた市内の様子を『新編相模国風土記稿』（『風土記稿』と略記する）に記述された社寺堂庵に見て、分離された後の様子を明治時代の地誌類に見てみようと思う。資料は『茅ヶ崎市地誌集成』（茅ヶ崎市史資料集第三集 平成十二年三月 茅ヶ崎市発行）に収録されている前記『風土記稿』と『明治十年編纂皇国地誌』『明治十二年皇国地誌村誌』『明治十九年編纂国誌下調』である。なお、茅ヶ崎村はこの三種の地誌に欠けているため、同じく『集成』に掲載されている『生活の凝視と学校経営』（抄）（昭和三年）に拠った。

『風土記稿』にある社寺堂庵を記載の順に書き抜き、それに、地誌類記載の社寺堂庵を対応させて「表 茅ヶ崎の社寺堂庵」を作った。その際社寺堂庵の個々の内容は、この小文で必要とするデータのみを抜粋した。資料に記載の文章を生かしたが筆者が省略したり書き換えたところもあり、それは原則（一）でくくった。また、通常の記述と違う場合は（ママ）を付しておいた。出典には旧字体を使っていたが、新字体に変えた。『風土記稿』と地誌類との対応は筆者の判断に拠っているので、異論のある向きもあると思う。

二

神社名の変更 神仏分離令は、仏語をもって神号とする神社はその名称を変更するよう命じている。「権現」「牛頭天王」「八幡大菩薩」は特に強調されている。本市の場合、江戸時代に「権現」を名乗っていた例を『風土記稿』でみると、菱沼村と茅ヶ崎村本村の八王子権現

社、萩園村の子権現社、行谷村の金山権現社があった。これが明治になると、菱沼（以下近世村の「村」を省略する）は八王子社、本村は八王子神社、行谷は金山大神社・金山神社に改めている。萩園の場合は地誌類に記述がないが、今も「ねのこんげん」と呼ばれている。また、『風土記稿』の香川の玄珊寺の項に、開基の本間季忠をまつる玄珊権現社があるがこれも地誌類にはない。子権現、玄珊権現社ともに神仏分離令の対象から漏れたものと思われる。

天王社を名乗る神社は、祭神を牛頭天王とし、神仏習合の代表的なものであった。『風土記稿』には小和田に牛頭天王社、茅ヶ崎本村に八王子権現社の末社の天王、南湖中町に天王社（円蔵寺持）、今宿に祇園社（信隆寺持）がある。これらは神仏分離令を受けてそれぞれに八雲神社（小和田）、八坂神社（本村）、八雲社（中町）、八雲神社（今宿）と名前を変えた。

また『風土記稿』には記載がないが、地誌類には十間坂の第六天神社末社の八坂神社、行谷金山神社末社の八坂神社（大神）がある。この二社も江戸時代は天王社と名乗っていたと考えられる。

天王社の総本社は京都の祇園社で牛頭天王を祭っていたが神仏分離令に従い祭神を素戔鳴尊に変え社名を八坂神社とした。本市の場合は各社とも祭神は素戔鳴尊に変えたが、社名は八雲神社を名乗ったところもある。社名と祭神の変更は京都の八坂神社に倣ったものであろうが、社名を八雲神社としたのは、祭神である素戔鳴尊が歌った「八雲立つ出雲八重垣妻籠に八重垣作るその八重垣を」の歌との縁故によるものであり、八雲を名乗る神社は全国に多い。

八幡社は『風土記稿』では平太夫新田、浜之郷、甘沼、堤（正覚院の境内）にある。神仏分離後も地誌類では平太夫新田と甘沼が八幡大神（社）、浜之郷が鶴嶺八幡神社（大神）となっており、いずれも改称には至っていない。「大菩薩」を付けていなかったからと思われる。社名の変更にとどまらず、神社そのものが変わった例がある。柳島

の鎮守は江戸時代は十羅刹女社とあり、これが明治になると八幡大神に変わる。茅ヶ崎村の南湖下町でも江戸時代には十羅刹女堂を祭っていたが、住吉神社に変えている。神仏分離により、十羅刹という仏教上（日蓮宗）の守護神を祭ることをやめた例であるが、新しい神として八幡神や住吉社を持ってきたのはなぜなのだろうかという疑問が残る。同じように疑問を残す例としてもう一件。『風土記稿』に記述はないが、萩園に、地誌類に八幡天神・八幡大神と書かれた一社があり、祭神は菅田別命となっている。また、矢畑にも『風土記稿』に「本社明神社 祭神詳ならず」とある一社が『国史下調』では「本社天神 祭神応神天皇」となっている。八幡社の祭神が応神天皇Ⅱ菅田別命とされるのは普通のことであるが、天神社の祭神にもなっているのはどういうことであろうか。八幡社と天神社の単なる混同によるものか、あるいは理由のあることなのか。

『風土記稿』の次の村々に山王社の記載がある。小和田（山王社）、赤羽根（山王石神合社）、室田（山王明神宮、八王子社と合祀して鎮守）、下町屋（山王社 鎮守）、柳島（山王社）、今宿（山王社 鎮守）、中島（山王社 鎮守）、高田（山王社）、芹沢（山王社）。これが、神仏分離を経て小和田（日吉社）、下町屋（日吉社 祭神大山咋命）、今宿（松尾大神・松尾社 大山咋命）、中島（日枝神社 大山咋命）、高田（日枝神社 大山咋命）と改称する。

滋賀県大津市坂本に日吉大社がある。神仏分離以前は山王権現と称し、山王系諸社の総本社であった。比叡山の地主神であった大山咋神が天台宗に取り込まれて山王権現となり全国に普及した。総本社も神仏分離され、社名を日吉大社に変えたときに、全国の多くの山王系諸社もそれに倣った。中島と高田は日枝神社と称するが、これは東京都千代田区永田町の日枝神社に倣ったものと思われる。日枝神社も坂本の山王権現を勧請して創建された神社である。同社のホームページで経歴をみると『慶応四年（明治元年）六月十一日以来、日枝神社の称

号を用いる事となりましたが、古くから「日吉山王社」「日吉山王権現社」「江戸山王大権現」「麴町山王」ひろく「山王社」と称され（以下略）』とある。また、今宿では松尾大神（社）と改称しているが、これは京都西京区の松尾大社の祭神が大山咋神であるところから、祭神の共通するところを根拠にしてそちらに社名を求めたものと思われる。

『風土記稿』に記載がないが明治の地誌類などに見ることのできる例として、萩園（日枝神社）、西久保（日吉神社 大山咋命）、堤の大洞谷（山王社 大山祇命）、下寺尾（日吉神社 下照姫命）がある。大洞谷の祭神が大山祇神となっているのは大山咋神とすべきところの単なる間違いであろう。下照姫命は祭神として出現することの少ない神だが、日吉大社の山王二十一社の中の宇佐若宮の祭神（『吉川弘文館 國史大辭典』一一卷一〇三七頁）であり、このわずかな関係をもつて下寺尾の日吉神社では祭神としたものと考ええる。

祭神の変更 神仏分離のとき、八坂神社・八雲神社は祭神を牛頭天王から素戔鳴尊に変えたことと、菱沼と茅ヶ崎村本村では八王子権現社を八王子神社と改称したことは先に述べた。この二村のほかに『風土記稿』から八王子社を祭る村を拾ってみると、赤羽根村（村民持）と室田（山王社と合祀して鎮守）がある。『風土記稿』には、この四つの八王子社の祭神が書かれていない。

八王子神は八柱の御子神をいい、天照大神と素戔鳴尊が誓約したとき生まれた五男三女神をさす場合と祇園牛頭天王の八人の王子をさす場合があると解説されている（『國史大辭典』一一卷五八六頁）。権現号を持つ菱沼と本村の場合は神仏習合していたから江戸時代の祭神は牛頭天王の御子神であった可能性が高い。地誌類には祭神が、菱沼（八王子社 祭神八柱ノ命）、室田（八王子神社 八柱ノ神）、本村（八王子神社 祭神是天忍穗耳尊・天穗日尊・天津日子根命・活津日子根命・熊野久須日命・多紀理比売命・市杵島比売命・湍津比売

命の八柱の神」と書かれている。「八柱ノ神」とは天照大神と素戔嗚尊との誓約で生まれた五男三女神を指す。牛頭天王の八人の御子神のことではない。

『風土記稿』には記述がないが、堤の八王子原の八王子社と下寺尾の八王子大神の祭神は国常立命となっている。堤と下寺尾は隣り合った村だから一方がもう一方を真似たのだろうが、どういうことからその祭神を国常立命としたのかは分らない。この二例を除くと、他は神仏分離後すべて記紀にある八柱の男女神を祭神としている。神仏分離のとき、新たに祭神を設けなければならない場合、記紀にある神々をあてることが多く行われた。これは神仏分離政策が復古神道の推進者たちによって進められたことと関係している。市内の八王子社は、神仏習合時代は牛頭天王の御子神を祭神としていたが、神仏分離に際し記紀にある八柱の男女神へ変えたものと思われる。神社名の「八王子」を生かして、それに合う祭神をさがした場合、記紀の八柱の神がちようど良く合致したからだと思われる。

芹沢の腰掛神社の社殿の脇に、人の力では持ち上げられない大きさの石が今も祭られてある。この石について『風土記稿』には「大庭の神腰を掛けし旧跡と云伝ふ 小石一顆を置神体とす 本地大日 別当宝沢寺」と書かれている。それが『国史下調』では「腰掛神社 字下馬祭神日本武尊 社格村社 日本武尊東征ノ折此地ヲ過グ時ニ休憩セラシ、社前ノ大石ニ腰掛玉ヒシヲ以テ後腰掛神社ト云」と変わる。『風土記稿』の記述からは、ご神体が石であったことは分かるが、神の名は分からない。それが明治になって、祭神は日本武尊となり、石に腰掛けたのも、「大庭の神」から日本武尊に変わっている。ここにも記紀にある日本武尊を、「大庭の神」よりも権威ある神として新しく祭神とした心意を読み取ることができるとができる。

神社に残る梵鐘 明治元年三月二十八日の神仏分離令では、神社にある仏像、鰐口、梵鐘、仏具などを取り除くことを命じた。茅ヶ崎市内

でもこれを実行したものと思われるが、それを示す事例が少ない。『風土記稿』萩園村の三島社の項に「△本地堂 薬師及十二神を安置」とあり、江戸時代には境内に三島社祭神の本地仏である薬師如来と十二神将を祭るお堂があったことが分かる。しかしこのお堂は今はない。茅ヶ崎市内の社寺堂庵の一覧表から読み取ることのできる事例はこれだけである。神社境内に今も梵鐘を吊っているところはいくつかあるが、これは分離令が不徹底だったことを示す例である。神社からの仏具などの撤去については事例の発掘から始めなければならないだろう。

別当社僧の還俗と廃寺 同年閏四月四日の太政官達は別当、社僧の還俗神勤の令であった。この事例を地誌から拾うと、まず明治十二年の『皇国地誌』の赤羽根皇太神社の項に「明治四年辛未神仏混淆ノ禁止ノ命ヲ遵奉シ別当満蔵寺復飾して祠司トナリ其寺ヲ廃シ 境内ハ社地ノ東ニアリ 其本尊及ヒ法器等ハ本山タル円蔵寺へ移転ス」とある。満蔵寺については『風土記稿』の赤羽根村鎮守神明宮の項に「別当満蔵寺 赤羽山安楽院と号す 古義真言宗茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊不動を安ず」とある。神明宮を別当寺の満蔵寺が管理運営していたが、神仏分離令を受け、明治四年に住職は還俗（復飾）して祠司となった。主を失った満蔵寺は廃寺となり、本尊をはじめすべての仏具は本寺の円蔵寺に移されたことが分かる。また、明治十年『皇国地誌』の同社の項には「旧社地 東西七十間南北七十間此反別凡二町壹反歩 家光公ヨリ先規二住スルノ旨ヲ以テ慶安二年八月高六石並二境内山林諸役免除ノ御朱印ヲ賜リ来ル 然ルニ明治元年辰年御一新ノ際上知トナル」とある。明治四年一月に出された社寺領の上地令を受けて、およそ二町一反歩の満蔵寺境内地を国庫に納めたのである。満蔵寺跡地は上地されたあとどのような経過をたどったものだろうか。

『風土記稿』の今宿村鎮守山王社の項に「仏国寺持」とある。仏国寺が別当寺であったのだが、この寺は明治の地誌類には記載がない。

明治十年には消滅していたのだろう。現在、今宿の信隆寺（日蓮宗）に市指定重要文化財の日蓮座像があり、その体内銘の一部に「願主 仏国寺善行坊 日受 啓白」とある（『茅ヶ崎市史』3 三二二頁）。この日蓮像は仏国寺が廃絶したあとに近くにあった同宗の信隆寺に移されたものである。仏国寺も神仏分離で廃寺となったものと思われる。

『皇国地誌』（明治十二年）の浜之郷村鶴嶺八幡神社の項に「古来常光院別当タリシガ維新ノ革命神仏判然ニ方リテ復飾シ神官トナリテ奉祀セリ（中）神主 石坂宮一郎旧別当常光院ノ復飾セルナリ」とある。別当寺常光院は鶴嶺八幡に隣接した寺で、『風土記稿』に拠れば、古義真言宗茅ヶ崎村円蔵寺末、縁起では長承二年（一一三三）創建を伝えるとある。その住職は復飾し石坂と改姓して鶴嶺八幡社の神主となったので寺は廃寺となった。これらの例は、先に記した神社にある仏具等を取り除けとの三月二十八日の分離令実施の実例に加えても良さそうだが、ここでは廃仏毀釈の例とする。

僧籍にあるものが神社を管理運営してはいけなくなると、このようにそれまでの別当寺住職が還俗して神主となって勤めるか、あるいは新たな神主を捜すかということになるだろう。『皇国地誌』（明治十年）の高田熊野神社の項には「同村本在寺住僧代々社務ス 明治六年仏ヲ除シテ赤羽根村神職杉崎正雄兼務」とある。本在寺は現存しているから、明治六年に熊野神社の別当をやめてもその住職は還俗せず、本在寺の運営に専念した。そこで熊野神社は新たに杉崎氏を神職とした。この杉崎氏は先に紹介した赤羽根の満蔵寺の住職が還俗したものではなからうか。そうすると杉崎氏は神仏分離を契機に、そのほかにもあったかもしれないが、少なくとも赤羽根の皇太神社とこの熊野神社の神主を受け持ったことになる。

修験道寺院の廃寺 明治五年九月には修験道が廃された。『風土記稿』でみると、本市内には江戸時代に修験道の寺院が二ヶ寺あった。香川の普賢寺（当山派修験）と芹沢の宝沢寺（当山派修験）である。香川

には村の鎮守であつたと思われる上下の諏訪社二社があつて普賢寺持となつてゐる。芹沢の宝沢寺は腰掛明神社の別当寺であつた。それぞれ神社を管理運営していたこの修験の二カ寺が廃寺となつて明治の地誌類には記載がない。宝沢寺の跡地は腰掛神社と隣接していた。

三

大山阿夫利神社も箱根神社も江島神社も鶴岡八幡宮も、今、多くの信者や観光客を集めて賑わっているが、現在の姿は一八六八年の神仏分離令以降に整えられたものである。神仏習合していた時代は神仏分離以降の年数の数倍の長さであるが、今はその痕跡をさがすことが難しい。この小文で茅ヶ崎市内に限って神仏分離の有様を概観してみたい。資料としたのが『風土記稿』と明治の地誌類のみだったこともあって、素描するに終わってしまった。筆者の基礎知識の不足も痛感したものである。今後は資料の発掘、現地の調査などにつとめ、市外の事例も追いかけてみたいと思っている。

平成二十三年一月十四日

引用文献・参考文献

『茅ヶ崎市政地誌集成』茅ヶ崎市政資料集第三集 平成一二年茅ヶ崎市

発行

『明治維新神仏分離史料』一卷 名著出版 昭和四五年復刊

『国家神道』村上重良著 岩波新書 昭和四四年刊

『國史大辭典』七・一一卷 吉川弘文館

『茅ヶ崎市史』3 考古・民俗編 昭和五五年 茅ヶ崎市刊

『神仏分離』圭室文雄著 教育社 昭和五二年刊

『神々の明治維新』安丸良夫著 岩波新書 昭和五四年刊

『国家神道と民衆宗教』村上重良著 吉川弘文館 昭和五七年初版刊

『国家神道とは何だったのか』 葦津珍彦著 神社新報社 昭和六二年

刊

『国家神道と日本人』 島藺 進著 岩波新書 平成二二年刊

* 文化資料館と活動する会（民俗行事部会）

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
下寺尾村	諏訪社 鎮守 吉岡村瀧岡寺持	—	諏訪神社 式外村社 建御名方命	諏訪神社 字北方 祭神建御名方命 社格村 末社十二天社 金比羅太神(マ) 白山大神
	(記載なし)	—	(記載なし)	日吉神社 字東方 下照姫命 雑社
	(記載なし)	—	(記載なし)	神明大神字南方 大日靈貴命 雑社
	(記載なし)	—	(記載なし)	池端太神(マ) 字南方 総明玉命 雑社
	(記載なし)	—	(記載なし)	八王子大神 東方 国常立命 雑社
	(記載なし)	—	(記載なし)	火結太神(マ) 字東方 奥津彦命 雑社
	白峯寺 景德山 曹洞宗 足柄下郡早川村海蔵寺末 本尊阿弥陀 △観音堂 本阿弥陀堂 白峯寺持	—	白峯寺 阿弥陀如来坐像	景德山寿法院白峯寺 字北方
		—	(記載なし)	(記載なし)
行谷村	金山権現社 神体は銅板に鋳出せし古像 宝蔵寺持	—	金山大神社 式外村社 金山彦命ヲ祀ル	金山神社 字長久保 祭神金山彦命 村社 末社八坂神社・天神社
	天神社 宝蔵寺持	—	天神社 雑社 金山神社 社地ニアリ	(上に掲載)
	(記載なし)	—	八坂大神 雑社 金山神社ノ社地ニアリ	(上に掲載)
	宝蔵寺 金峰山 曹洞宗 瀬郷村東陽院末 本尊釈迦	—	宝蔵寺	金峰山宝蔵寺 字広町
芹沢村	腰掛明神社 鎮守 大庭の神腰を掛けし旧跡と云伝ふ 小石一顆を置神体とす 本地大日 別当 宝沢寺	—	—	腰掛神社 字下馬 祭神日本武尊 社格村社 末社 天照皇太神宮、白山社、□(マ)稲荷神社、金比羅社 日本武尊東征ノ折此地ヲ過グ時ニ休憩セラル、社前ノ大石ニ腰掛玉ヒシヲ以テ後腰掛神社ト云
	宝沢寺 腰掛明神社別当 当山派修験 吉岡村瀧岡寺触下	—	—	(記載なし)
	神明社 遠藤村大験寺持	—	—	(記載なし)
	山王社 遠藤村大験寺持	—	—	(記載なし)
	法円寺 長重山 日蓮宗 鎌倉比企妙本寺末 本尊釈迦多宝	—	—	長重山法円寺 堀ノ内
	来迎寺 芹沢山 浄土宗 本尊阿弥陀	—	—	芹沢山来迎寺 薬師谷
	蓮妙寺 弁財山 日蓮宗 駿州富士北山 本門寺末 本尊三宝四菩薩	—	—	弁財山蓮妙寺 字久保山
	善谷寺 恵日山 曹洞宗 瀬郷村東陽院末 本尊釈迦	—	—	恵日山善谷寺 中ノ谷
	普門寺 光照山 来迎寺の寮 観音を置く	—	—	(記載なし)
	延命寺 地蔵堂とも呼ぶ 来迎寺の寮	—	—	(記載なし)

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
堤村	諏訪社 鎮守 香川村普賢寺持	—	諏訪神社 式外村社 建御名方命ヲ奉祀ス	諏訪神社 諏訪谷 祭神建御名方命 社格村社
	天神社 正覚院持	—	(記載なし)	(記載なし)
	(記載なし)	—	神明社 雑社 字神明谷	神明社 神明谷 大日靈命(マ) 雑社
	(記載なし)	—	山神社 雑社 字神明谷	山神社 神明 大山祇命 雑社
	(記載なし)	—	八幡社 雑社字諏訪ヶ谷	八幡社 諏訪谷 菅田別命 雑社
	(記載なし)	—	稻荷社 雑社 字杉山原	稻荷社 杉山原 稻倉(マ)魂命 雑社
	(記載なし)	—	神明社 雑社 字山田谷	神明社 山田谷 大日靈命(マ) 雑社
	(記載なし)	—	羽黒社 雑社 字山田谷	羽黒社 山田谷 大国主命 雑社
	(記載なし)	—	山王社 雑社 字大洞谷	山王社 大洞谷 大山祇命(マ) 雑社
	(記載なし)	—	稻荷社 雑社 字東原	稻荷社 東原 稻倉(マ)魂命 雑社
	(記載なし)	—	十二天社雑社字十二天原	十二天社 十二天原 天照姫命 雑社
	(記載なし)	—	天神社 雑社 字天神原	天神社 天神原 菅原道真 雑社
	(記載なし)	—	八王子社雑社字八王子原	八王子社 八王子原 国常立命 雑社
	(記載なし)	—	稻荷社 雑社 字天神原	稻荷社 天神原 稻倉(マ)魂命 雑社
	(記載なし)	—	稻荷社 雑社 字大洞谷	稻荷社 大洞谷 稻倉(マ)魂命 雑社
	正覚院 堤源山 曹洞宗 下寺尾村白峯寺末 本尊釈迦 △八幡社 末社稻荷あり △大日堂	—	正覚院	堤原山正覚院 諏訪谷
	浄見寺 窓月山 浄土宗 鎌倉郡岩瀬村大長寺末 本尊阿弥陀	—	浄見寺	窓月山浄見寺 神明谷
	妙伝寺 歓照山 法華宗 身延久遠寺末 本尊宗派の諸尊および日蓮を安ず	—	妙伝寺	歓照山妙伝寺 字東原
	阿弥陀堂 浄見寺持	—	(記載なし)	(記載なし)
香川村	諏訪社二 上下両社 普賢寺持	諏訪大神 社格無之 武御方命	諏訪大神 式外村社 武御方命ヲ奉祀	—
			諏訪社 雑社 字篠谷ニアリ	—
	聖天社 普賢寺持	(記載なし)	(記載なし)	—
	太(マ)神宮 普賢寺持	(記載なし)	(記載なし)	—
	山王社 普賢寺持	(記載なし)	(記載なし)	—
	羽黒社 村民持	(記載なし)	(記載なし)	—
	玄珊寺 香川山 曹洞宗 大庭村宗賢院末 地頭本間氏某、先祖平兵衛季忠菩提の為に建立 本尊釈迦 △白山社 △玄珊権現社 本間季忠(法号は金剛院樹心玄珊)の霊をまつ	玄珊寺	玄珊寺	—
	普賢寺 香沢山 当山派修験	(記載なし)	(記載なし)	—
	浄心庵 日蓮宗 日蓮の像を安ず 高田村本在寺持	浄心庵	浄心庵 本在寺の末派	—

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
円蔵村	神明社二 共に輪光寺持 一は懷島権守居跡にあり、屋舗の鎮守なるべし	神明天神 社格無之 大日靈命(マ)ヲ祭ル	神明天神社 式外村社 大日靈命(マ)ヲ奉祀ス	神明天神 字御屋敷 祭神大日靈命(マ) 社格村社
	輪光寺 天慶山地蔵院 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊地蔵 △観音堂 今、此堂破壊して本尊地蔵は輪光寺客殿にあり	輪光寺 本尊地蔵菩薩	輪光寺 本尊正(マ)観音立像	天慶山輪光寺 本尊正(マ)観音立像
	了覚院 元の地頭、大田善大夫(マ)吉次が菩提の為に建 阿弥陀を置 名主の持	(記載なし)	了覚庵 東京早稲田真言宗龍前寺の付属	了覚庵 御屋敷 真宗 武蔵国豊島郡牛込隠田町真宗龍前寺ノ付属 開基太(マ)田善太夫
	大日庵 輪光寺持	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)
	(記載なし)	(記載なし)	真光庵 輪光寺の付属	真光寺 鶴ヶ町 真言宗 輪光寺付属 開基横山半左衛門
西久保村	(記載なし)	日吉神社 社格無之 大山咋命	日吉神社 式外村社 大山咋命ヲ祀ル	日吉神社 字大町 祭神大山咋命 社格村社
	宝生寺 懷嶋山 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊大日	宝生寺 本尊大日如来	宝性(マ)寺	懷島山宝性(マ)寺 字大町
	妙運寺 法性山 法華宗 鎌倉本覚寺末 本尊三宝祖師△七面堂	妙運寺 本尊日蓮大菩薩	妙運寺	法性山妙運寺 字上ノ町
高田村	熊野社 鎮守 本在寺持	熊野神社 天神七代地神七代ヲ祭 同村本在寺住僧代々社務ス 明治六年仏ヲ除シテ赤羽根村神職杉崎正雄兼務	熊野神社 式外村社 祭神天神七座地神五座トス 曩(さき)ニハ本在寺本社ノ別当タリシカ明治六年辛酉ヨリ祠堂之ヲ奉祀ス	—
	山王社 本在寺持	日枝神社 熊野神社内ニ鎮座 神ハ大山咋命	日枝神社 雑社 村社地内ニアリ	—
	本在寺 村沢山 日蓮宗 鎌倉比企谷妙本寺末 本尊釈迦	本在寺 本尊、妙法五字ノ塔、釈迦多宝の二仏、四菩薩、四天王ヲ安置	本在寺 妙見堂ハ本堂ノ東北隅ニ在リ	—
	(記載なし)	妙見堂 本尊北斗星 本在寺境内ニ在リ		—
甘沼村	八幡社 鎮守 成就院持 末社稻荷	八幡大神 社格無 菅田尊ヲ祭ル	八幡大神社 式外村社 菅田別尊ヲ奉祀ス	—
	山王社 成就院持	(記載なし)	(記載なし)	—
	玉林寺 吉祥山 曹洞宗 遠藤村宝泉寺末 本尊釈迦	玉林寺 本尊釈迦如来	玉林寺	—
	成就院 甘沼山薬王寺 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊薬師 △観音堂 十一面観音を置	成就院 本尊薬師如来	成就院	—

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
浜之郷村	鶴嶺八幡社 佐塚明神と共に浜之郷・下町屋・円蔵・西久保・矢畑・松尾・茅ヶ崎七村の鎮守 佐塚明神と両社相並て、拝殿は両社の前に一字 別当常光院 縁起に因るに長承二年八月、筑紫宇佐雞足寺の僧道印法師、八幡本地種字の正体を奉じて来て祀る	—	鶴嶺八幡神社或ハ本社八幡宮 式外村社 菅田別尊・大鷦鷯命 (オホササギノミコト) ヲ奉祀ス又佐塚明神ヲ合セ祀ル 古来常光院別当タリシガ維新ノ革命神仏判然ニ方リテ復飾シ神官トナリテ奉祀セリ △末社 淡島社 祭神少名彦命 稻荷社 祭神豊受姫命 神主 石坂宮一郎 旧別当常光院ノ復飾セルナリ	鶴嶺八幡大神 字本社 祭神菅田別命・大鷦鷯命 社格村社
	佐塚明神社 縁起に建久二年此浦に伊予の三島の神出現あり、依て現住思允勧請して社を建立し社僧六坊を定む 例祭六月二十九日、午時浜下りとして茅ヶ崎村海浜まで出興す 神体は木像 長一尺二寸 別当常光院	—	(上に記載)	(記載なし)
	常光院 鶴嶺八幡社・佐塚社の別当 龍燈山 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊不動又八幡本地仏三尊弥陀 縁起に創建は長承二年八月十二日、開基道印、発願は大庭三郎景親三代の祖良正 △薬師堂 佐塚明神の本地仏又円径四寸八分の銅鏡に薬師仏を鑄出せるものを置	—	薬師堂 風土記稿ニ曰ク 佐塚明神本地仏ナリ 文円径四寸八分ノ銅鏡ニ薬師仏ヲ鑄出シ、ヲ置ク云々 同時ニ廃セラル古仏像ノ類ハ今常福(光)院旧檀家村内松永久蔵預レリ	(記載なし)
	(記載なし)	—	鉾宮大神 雑社 祭神日本武尊	(記載なし)
	龍前院 懷嶋山 曹洞宗 大庭村宗賢院末 本尊阿弥陀又薬師十二神将を安ず	—	龍前院 回禄ニ罹リテ境内ナル薬師堂ト合併セリ堂ノ本尊薬師立像	懷嶋山龍前院 字本社
	唱導庵 (法華宗) 日蓮の像を安ず 今宿村信隆寺持	—	唱導庵 日蓮坐像	□□山(マ)唱導庵 字本社
矢畑村	本社明神社 祭神詳ならず 長善寺持	—	—	本社天神 明王ヶ谷 祭神応神天皇 社格村社 末社巖島大神 溜池一名弁天池 □隅ニアリシヲ明治四年奉遷セシナリ
	山王社 長善寺持	—	—	(記載なし)
	長善寺 隣海山 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊不動	—	—	隣海山長善寺 明王ヶ谷

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
今宿村	山王社 鎮守 仏国寺持	—	松尾大神 式外社 大山 咋命月読命二神ヲ奉祀ス	松尾社 字台 祭神大山咋命、月読命 社格村社 末社誉田別尊、大日靈命(ママ)
	神明宮 村民持	—	(記載なし)	大神宮 松尾社境内 祭神大日靈命(ママ)
	天神社 上国寺持	—	天神社 雑社	天神社 字北河原 祭神菅原道真
	祇園社 信隆寺持	—	八雲社 雑社 北河原ニ アリ	八雲社 字北河原 祭神素戔鳴尊
	信隆寺 妙厳山 法華宗 下総中山法華 経寺末 本尊三宝祖師△七面堂	—	信隆寺	妙厳山信隆寺
	仏国寺 長昌山 下総中山法華経寺末 本尊三宝祖師	—	(記載なし)	(記載なし)
	上国寺 妙厳山大乗院 下総中山法華経 寺末 本尊三宝祖師	—	上国寺	妙厳山上国寺
中島村	山王社 鎮守 大住郡馬入村蓮光寺持	—	—	日枝神社 字前河内 祭神大山咋命 社 格村社
	浄林寺 故詠山山王院 浄土宗 大住郡 須加村海宝寺末 本尊阿弥陀△地藏堂	—	—	(記載なし)
平太夫新田	八幡社 鎮守 佐塚明神を合祀 大住郡 馬入村高福寺持	—	—	八幡大神 祭神誉田別命 鷦鷯命(ママ) 社格村社
萩園村	三島社 鎮守 満福寺持 △本地堂 薬 師及十二神を安置 (記載なし)	—	三島大神社 式外村社 大山祇命ヲ奉祀ス	三島大神 字子下 祭神大山祇命 社格 本社(ママ)
		—	八幡天神 雑社 番場ニア リ	八幡大神 字番場 祭神誉田別命 社格 無格社
	十二天社 満福寺持	—	十二天社 雑社 北ヶ谷 ニ在り	(記載なし)
	子権現社 常願寺持 (記載なし)	—	(記載なし)	(記載なし)
		—	日枝神社 雑社 辻西ニ アリ	(記載なし)
	満福寺 太鼓山 古義真言宗 大住郡須 賀村長楽寺末 本尊阿弥陀	—	満福寺	(記載なし)
	常願寺 本立山 法華宗 鎌倉比企谷妙 本寺末 本尊釈迦、多宝祖師△三十番神 堂	—	常願寺	本立山常願寺 字西ノ谷
	地藏堂 満福寺持 相州二十四番札所の 第八番	—	(記載なし)	(記載なし)

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
茅ヶ崎村	御霊社 義経の霊を祀る 木造を神体と とす 西運寺持	御霊神社。鳥居戸(マ)にある。昔は西運寺の持。祭神は鎌倉権五郎景政。相模風土記には源 義経とあるがこれは伝説としてのみ考へることである。		
	(記載なし)	神明社 (祭神大日靈貴女神) 十間坂にある。		
	(記載なし)	新町巖島神社 神社の指定はないが部落の尊崇が厚い。		
	(記載なし)	上町金比羅神社 神社の指定はないが部落の尊崇が厚い。		
	(記載なし)	八大龍王(俗に竜宮様) 下町にある。綿津見の命で海神である。		
	円蔵寺 茅ヶ崎山観音院 古義真言宗高 野山末 本尊薬師 △天神社 △観音堂	円蔵寺 茅ヶ崎山観音院。本村にある。古義真言宗高野山末。本尊薬師如来。		
	金剛院 法林山 円蔵寺末 本尊不動 △閻魔堂	金剛院 法林山。真言宗円蔵寺末。本尊不動明王。		
	海前寺 東松山 曹洞宗 大庭宗賢院末 本尊地藏 △神明宮 △天神社	海前寺 東松山。本村にある。曹洞宗大庭宗賢院末。本尊地藏菩薩。		
下町屋村	西運寺 御霊山浄祥院 浄土宗 赤羽根 村西光寺末 本尊阿弥陀 △観音堂	西運寺 御霊山浄祥院。鳥居戸(マ)にある。浄土宗赤羽根西光寺末。本尊阿弥陀如来。		
	山王社 鎮守 柳島村善福寺持	—	—	日吉社 東部字石原 大山咋命 社格無 格社
	神明宮 鎮守 柳島村善福寺持	—	—	神明大神 村中央字石原 大日靈命(マ) 社格村社
	三宝荒神社 難除荒神	—	—	(下記)
松尾村	梅雲寺 町屋山大廣院 浄土宗 須賀村 海宝寺末 本尊阿弥陀	—	—	町屋山梅雲寺 境内ニ荒神堂アリ本尊荒 神ノ立像
	神明宮 善性寺持	—	—	神明大神 字台 祭神大日靈命(マ) 社 格村社
	善性寺 松尾山神明院 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊大日	—	—	善性寺
柳島村	十羅刹女社 鎮守 善福寺持 △末社 稻荷 道祖神 不動	—	—	八幡大神 字上河原 祭神菅田別命 社 格村社
	第六天社 善福寺持	—	—	(記載なし)
	山王社 善福寺持	—	—	(記載なし)
	稻荷社 善福寺持	—	—	(記載なし)
	神明宮二 善福寺持	—	—	(記載なし)
	弁天社 今は廃す、像は善福寺に安ず (記載なし)	—	—	(記載なし)
	善福寺 柳島山宝亀院 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊阿弥陀△金比羅 社	—	—	巖島大神 字浜河原 柳島山善福寺 字上河原
	地蔵院 慈光山悲願王寺 茅ヶ崎村円蔵 寺末 本尊地藏	—	—	(記載なし)

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
赤羽根村	八王子社 村民持	(記載なし)	(記載なし)	—
	第六天社 村民持	(記載なし)	(記載なし)	—
	山王石神合社 村民持	(記載なし)	(記載なし)	—
	宝積寺 稲荷山 曹洞宗 大庭村宗賢院末 本尊観音 △薬師堂	宝積寺 本尊正(マ)観世音菩薩	宝積寺	—
	西光寺 迎接山乗蓮院 浄土宗 鎌倉郡岩瀬村大長寺末 本尊三尊弥陀 △神明宮 境内鎮守	西光寺 本尊阿弥陀如来 △薬師庵 西光寺持	西光寺 △薬師庵 西光寺の付属	—
	阿弥陀堂 西光寺持	(記載なし)	(記載なし)	—
	観音堂 十一面観音 西光寺持	(記載なし)	(記載なし)	—
	薬師堂 西光寺持	薬師庵 西光寺持	薬師庵 下田ニアリ 西光寺ノ付属	—
	(記載なし)	本妙庵(宝積寺の持ちだったが、衰廃し安政六年高田村本在寺住僧再興し)今ハ同寺ノ持	本妙庵 宝積寺ノ付属タリシカ安政六年本在寺ノ僧再建セシフ以テ現今ハ本在寺ノ付属	—
室田村	八王子社 山王神明宮を合祀 鎮守 妙行寺持	—	八王子神社 式外村社 八柱ノ命ヲ奉祀ス	—
	永昌寺 龍沢山 曹洞宗 大庭村宗賢院末 本尊地藏	—	永昌寺	—
	妙行寺 妙法山 日蓮宗 鎌倉妙本寺末 本尊十界勧請書幅及祖師像	—	妙行寺	—
茅ヶ崎村		『生活の凝視と学校経営』茅ヶ崎小学校 昭和3年		
	八王子権現社 鎮守 円蔵寺持 △末社 天王	八王子神社 本村にある。祭神は天忍穗耳尊・天穗日尊・天津日子根命・活津日子根命・熊野久須日命・多紀理比売命・市杵島比売命・湍津比売命の八柱の神。神社の名称はこれに因る。明治四十年四月三十日県告第九十三号を以て神饌幣帛供進指定があつてから、茅ヶ崎に於ける唯一の村社となった。祭典に小学校児童の参列するのは当社のみである。社殿の右に鐘楼がある。八王子権現と称え円蔵寺の持であった事は其の梵鐘に円蔵寺の名称があるので分かる。末社の八坂神社がある。荒神様を祀ってあるといはれるがそれは素戔鳴尊を祀ったのである。		
	乳母神社 円蔵寺持	厄一王子社(祭神風疾神) 本村にある。		
	諏訪社 円蔵寺持	(記載なし)		
	天王社 円蔵寺持	八雲神社 中町にある。祭神は素戔鳴尊。 上町、中町、鳥居戸(マ)、茶屋(マ)の鎮守。		
	十羅刹女堂 円蔵寺持	住吉神社 下町にある。祭神は表筒男命・中筒男命・底筒男命。産土様と呼ばれている。		
	第六天社 金剛院持	第六天神社。十間坂にある。祭神は淤母陀琉神・阿夜訶志古泥神のご夫婦の神。十間坂の鎮守。神楽殿右に鐘楼。金剛院持であつた。末社に八坂神社があり素戔鳴尊を祀る。(境内末社は最近本社に合せられた。213頁)		

表 茅ヶ崎の社寺堂庵

	『新編相模風土記稿』天保12年(1841)	『皇国地誌』明治10年	『皇国地誌』明治12年	『国史下調』明治19年
小和田村	熊野社 村の鎮守 千手・広徳二寺の持	—	熊野社 式外村社 熊野久須比命ヲ祀ル	—
	尾根明神社 祭神詳ならず 千手・広徳二寺の持	—	尾根神社 雑社 村ノ出口ニアリ 傍ニサガミナルノ碑アリ	—
	牛頭天王社 千手・広徳二寺の持	—	八雲神社 雑社 字赤松ニアリ	—
	山王社 千手・広徳二寺の持	—	日吉社 雑社 字宿ニアリ	—
	(記載なし)	—	姥母神社 雑社 字ツト田ニアリ 姥ヶ島ニ尾根明神社アリシガ風波ニ数度破壊セシヨリ本地ニ移セシモノトス	—
	広徳寺 山王山観音院 古義真言宗 藤沢宿感応院末 本尊千手観音 △稻荷社	—	広徳寺	—
	千手院 天王山神保寺 藤沢宿感応院末 本尊千手観音 △稻荷社 △閻魔堂	—	千手院 境内ニ閻魔堂アリ 立像閻魔ヲ本尊トス	—
	上正寺 龍澤山龍徳院 浄土真宗 京都六条本願寺末 △太子堂	—	上正寺	—
菱沼村	阿弥陀堂 千手院持	—	(記載なし)	—
	八王子権現社 長福寺持	—	八王子社 式外村社 八柱ノ命ヲ奉祀ス	—
	(記載なし)	—	稻荷社 雑社 字後田ニアリ	—
	長福寺 菱沼山薬師院 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊薬師	—	長福寺	—
赤羽根村	釈迦堂 長福寺持	—	(記載なし)	—
	神明宮 鎮守 △末社 天神 稻荷 疱瘡神	天照皇太神社 社格無慶安二年八月高六石並ニ境内山林諸役免除ノ御朱印ヲ賜リ来ル 然ルニ明治元年辰年御一新ノ際上知トナル (祭神) 大日靈貴命(マ) 里俗神明社という	皇太神社 式外村社 大日靈命(マ)ヲ奉祀ス 明治四年辛未神仏混淆ノ禁止ノ命ヲ遵奉シ別当満蔵寺復飾シテ祠司トナリ其寺ヲ廢シ其本尊及ヒ法器等ハ本山タル円蔵寺へ移転ス	—
	満蔵寺(神明宮別当) 赤羽山安楽院 古義真言宗 茅ヶ崎村円蔵寺末 本尊不動	(記載なし)	(記載なし)	—
	御嶽社 村民持	(記載なし)	(記載なし)	—